相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県富士見市針ケ谷二丁目二〇番地一一、最後の住所埼玉県富士見市針ケ谷二丁目五番地六　セザールガーデンみずほ台三〇四

被相続人　亡　星　要吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

事務所埼玉県川越市的場二八三四の四　相続財産管理人　弁護士　佐藤　寛太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市旭区大宮三丁目一一二番地、最後の住所長野県小県郡長和町大門二六七一番地一　被相続人　亡　上村　純二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

長野県上田市天神二―一―二二ＯＡＵ千曲社ビル二Ｆ―Ａ　相続財産管理人　大野　薫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県いなべ市北勢町麻生田二七二七番地四、最後の住所名古屋市天白区御前場町三一番地御前場荘一棟二〇七号　被相続人　亡　小川美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

名古屋市中区丸の内一丁目四番一二号アレックスビル三階菅沼・松井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菅沼　勝己

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市都島区高倉町三丁目八番、最後の住所大阪府大阪市都島区高倉町三丁目八番九号　被相続人　亡　島田　忠明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

大阪府大阪市北区西天満四丁目一一番一二号阪神神明ビル二階イデア綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　久保　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市吾妻二丁目一六番地、最後の住所大阪府富田林市高辺台二丁目二〇番一〇号　被相続人　亡　中森　靖郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

大阪府大阪市北区西天満四丁目三番一一号梅新パークビル八階　相続財産管理人　弁護士　和田　宏徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県田辺市栄町六番地、最後の住所和歌山県田辺市末広町四番二〇号　被相続人　亡　橘　壽子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬七一三番地の二　相続財産管理人　弁護士　中松　村夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県須崎市下分甲九五九番地、最後の住所高知県土佐市波介一五二六番地二六　被相続人　亡　前田　一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

事務所高知市本町五丁目二番一七号高知本町ビル三階　相続財産管理人　弁護士　近藤　啓明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県南国市稲生一三一八番地四、最後の住所高知県高知市塩田町一九番二六号やすらぎ三〇六　被相続人　亡　中山美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月一日

高知県高知市梅ノ辻九番三号一階　相続財産管理人　山岡成太郎

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年八月一日

一、墳墓等所在地　福島県会津若松市一箕町八幡字北滝沢

一、墳墓等の名称　大塚山高巌寺墓地

一、死亡者の本籍、氏名及び墓地番号　使用者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　管井家之墓　二号地五番　大久保節子、坂井家野墓塋　二号地三九番　坂井ユキ子、青木家累代之墓　四号地一四番　青木大志、佐瀬家之墓　四号地二八番　佐瀬四郎、本家大堀家累代之墓　六号地五六番　大堀満子、善波家累代之墓　六号地六九番　善波周、小川家之墓　七号地三八番　古田耕、武田家・若槻家代々之墓　七号地七五番　若月幸吉、猪俣家之墓　一一号地二〇番　猪俣美智子、高橋家代々墓　一二号地三一番　不詳、佐々木家代々之墓　一二号地三五番　佐々木キミ、養譽妙安信女　一三号地一五番　吉田正明、家城家之墓　一三号地二六番　家城キミ子、山川家之塋域　一三号地四三番　不詳、羽龍家之墓　一三号地四五番　羽龍誠松、古山家之墓　一四号地一七番　藤井花子

一、改葬を行おうとする者　福島県会津若松市中央二丁目四番五号　宗教法人高巌寺　代表役員　渡部　伸一

無縁墳墓等改葬公告

当寺院墓地の整理改葬事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十六年八月一日

一　墳墓等所在地　東京都葛飾区高砂七―一三―一

一　墳墓等の名称　崇福寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　不詳

一　改葬を行おうとする者　東京都葛飾区高砂七―一三―一　崇福寺　住職　山根　壽隆

前払式特定取引業の会員契約上の地位の譲り受けのお知らせ

当社は、平成二十六年八月一日付にて株式会社セレマ並びに株式会社ベルコより、割賦販売法に基づく前払式特定取引業の石川県富山県の会員の契約上の地位の譲渡を受けました。今後、前述の会員の方々の権利義務につきましては当社が責任を持って継承させて頂くことをお知らせいたします。なお、異議のある方は文書にて平成二十六年八月三十一日までにご連絡下さい。

平成二十六年八月一日

譲受人　神戸市垂水区城が山三丁目一番二号　株式会社ベルセレマ　代表取締役　齋藤秀麻呂

譲渡人　京都市中京区西ノ京中御門東町一三　株式会社セレマ　四番地　代表取締役　齋藤　武雄

譲渡人　大阪府池田市空港一丁目一二番一〇号　株式会社ベルコ　代表取締役　齋藤　斎